村越傳記

へ 13
3292
2

神解修法

門 13
號 3292
卷 2

淺香文庫

大正十年八月廿五日
本大學出版部贈

村瀬俊元實錄惠之
榊井友兵衛藤原清重事
藤原忠之沙門孔子之文
新く藤原忠之後代之面之收事
陽ヶ丘一宮小藤原忠之四郎清重
沙弥之書者之之人ヶ
寺度年先年之文治藤原忠之天慶年極月
尾列寺山ヶ所陳之之年月病藤俊元榊井
門義御田方山地之殺陳之俊元

而御病人ニ上寄ニして其座ニ横死致ニ付沙汰も
無く郡中害ニ致し候定発明記ゆ立さけし不変と
出来せし故家来相勤候所計取家来を殺害亡滅ニ出
祥殺罪善知し候と此頭人前ニ家来を焼討捨り八年
経ても今安祥議代之同居川木筆連子帰らし
桜井家を荒すニ領ニ致す臣の忠ニ是一円帳面ニ書置と
願に付而切腹ニ付桜井ニ申出居今少ニ人ニ至る條
之ニの之御一札如件
右訴書之を以て内願書一ニ付ニ云々ニて候とあらまた

常帆を悔ミ守ニ新く内順ニ而其意にてありし由にて是親
右侭ニ付一命を助けニ行ニ無きニ其後常に入候处に
新子の成り広忠ニ而助命致し新作を守れ可申候ニ
是喜しく見ようにて親ら孫の惟広忠公ニ面会し
信定の生害ニ付て候に候者ニ候桜井の名跡に
前人故ニ作りし存じ寄せ広忠公の目の上文したり
其者仁徳万民を恵ミ給ふ徳風也しく一族
亡殺（ミツころし）ニ臣下の常鼎（ジヤウハツ）を明らかに書の如く記し人
始めてしを伝ふし　桜井の家臣来る

今川殿へも業の志を忘れす候へ共程なく病
就て又文を遣てもる事に存候共其后は旧主の外
成立也を呼てりかてをそ義元の旧に入くしこれ前名
帰を如本守此信元のの姉を后室へ嫁しか
其日代様の入楽あり　天正二年三月廿六日
これ無信して同所にて終焉せる竹千代君と申後と
家康公と申奉る八重殿の御事こ松平土一郎の内
信代之本科并同所の振る次し秘書に竹千代君
振作にて清舟菩年　風来寺東師十二神と内宮称

清く下作と申　神風其の祖の清に入定に後りまとを
茂光の御の宝気なると云ふ知風来寺東師十二神
にて内宮作法を作り人にからた共信宝ぞ中として
訓して御参れて参り入るに為りて云ふ宝飛彩不世傳を
剣安然として元和二年辰四月十七日御薨去也
東照宮御年七十五にて仏果を経りて清風来寺
三神と内宮作法にて作りて仕れ宝気なり
神は天文十一年寅十二月廿六日寅の刻の降誕也
る所天下莫慕月に清舟と仰る花没石川に御成

扨て濃よりおこりし事之
武州の将軍ハ尊氏より十三代義輝公の御代に及て天下
動乱し国々ニ兵乱止時なし駿河ハ今川義元
尾張ハ織田信長美濃ハ斎藤山城守近江ハ佐々木
義賢浅井長政越前ハ朝倉義景越後ハ上杉謙
輝虎甲斐ハ武田晴信入道信玄相模ハ北條
氏康安房ハ里見義弘常陸ハ佐竹義重奥州ハ
伊達政宗南部九州ハ毛利元就大友宗麟西国ハ宗
此外諸国ニ而も英雄豪傑小領主其外の領分

各威を争ひ互ニ境の争ひとて相戦ひと云
乱止時なし中にも尾張信秀代々今川義元の
旗下にて威強人ニ勝れりしかは為に不存
ニや尾張の織田信秀ハ元を遣し取かさ也徳川家康之
幼名竹千代今川氏の旗下にして今川と背きける妹
帰し居く八歳の頃より左衛門と名乗り今川家ニ
とて三河服人て奥方を荊なさすして息子参
奥方信元の娘ニて境ニおゐて実家を出さる
ともに出てまた元ハ我を生み奉らせし其分

若儀へ伺ひ之しが此所は家内依しては浮き人漂ふは
栄して深き命をうしなひ太郎の前にも死を遂けん
事に候小氏且作代々人のちかうまを傳へ
いかに見たる人々振る舞ひ文郷の中の和泉へし若君
の御事に深きなりけり泉州へ帰りし候ひ
若君の御事を伺ひ石浜近き万年の百姓とも道
浜を以て跡をしてあり道し扨てかくれし
候ひに来りて深き事に居ける何をなすにも
大坂と城の手より出の者を尋ねて入りに来りし

然るに某等奥方宜しく候へは云ふてのうへを以て先祖
此所にしまして来し者を此所に候ひて以て候
某にも中将殿へと申して来ての前に参りて
上り給ふ候の御事をしに御座候ふ事にて候
其より前には入りて候はば御内に申しくれ
奉る所にて候此の御身は御遺流し候事
是也若後御尤に尾別以方に家に作る候
一年後いに申しへ申し候へ候に高村
いさ～

信同じ子ハ後松平左衛門尉入道
松平大炊頭の娘と和之東照宮ハ市同腹之
祖父母兄弟之
子ハ後ハ人ハ竹腰山城守男子也信之ハ
ハ後ハ竹腰道塵と申ス乳母
又者之腹ハ高力摂津守長女
定ル

竹千代殿御母水野忠政の娘事
寄神君竹千代殿御誕生之事

実ハ天文十七年の夏織田方と大軍徳川殿御
敗人ハ西條を徳川方の城ハ岡崎ハ城ハ
川の流の私ハ第天文十五年ハ
敗人ハ竹千代殿ハ
信ハ竹千代殿ハ
ハ私ハ織田方ハ
今ハ於信ハ
信ハ
ハ入ハ

悔しく思ふおりしもありけれに乱許すへくハ
為家人ニ川方の殿下に渡し給ひ人質代
ゑんそかり前と御なとふ富もし
傳え聞し織田方にありとし徳川に
内縁を廻して頼んて人質とこそかれハ
に執として少へけり

此時三河田原一子五郎織田方へ與ミし然るに今川へ
人質として彦太郎竹千代殿を渡すへき
此者織田方に於て千貫人数を添へ今川の返の者と

竹千代と人質に入る者を先ず
今川方の後詰止め候へし御陣所に下し文を付ハ
竹千代と人質に入る者彦太郎一子を出しける
先し自身後ハ此の一層の者ハ織田方
人に頼み人数を添し今川の返を待ちけり
かれは家人元服して今川方の家人に言へ
兄弟これハ此の返りて謀りける織田方
弟或ハ今川へ付し謀を織田
信秀の家人として竹千代を今川へ人質に

出る人も生を倍して取合り市の代慮を案たてゝ
伺されとも廣忠の家の衆ニ取合り阿部大蔵を
やりれハ二度迄竹千代の命の限り謀し此事を
切り詰め次第をかへしく鉄砲ニ列ならで
弟ニ戸田といふ大勝の尾張織田の味方なれハ彼ニハ
親しきかの人ニ何事も織田の味方にて此事を
竹千代殿を竹千代と尾張ハ奪れ取り移しまいらせ
尾張の織田信秀へ入まし織田方ゟ祠（きこ）ゑ（しり）警（ケイ）固（コ）し
置られハ其年ニ竹千代六歳の時ハ何んと深やり恨

う御座りし定りて月日をとて今ぞ天文十六年
同又廣忠は病ニ伏せハ二十四歳にて今川義元ニ年
織田家にて捕へ置れ竹千代君をされ度し廣忠の様を内
ハ親の身なれ様を要して其をも乞とも無念ん
常に竹千代ハ竹千代の命の程危ふかりし悲顔
其をたすけし大の心安小嵩国宗の寄山寺安置
日頃義元へ入魂に出合されしハ義元ニ申しかはは
此年は信の次ぎんて尾張信秀の様に揺（よりつ）として寄留する
是ニ弟取廣忠の嫡子竹千代を取替へきと契り

たつる所にと軽く思ひ参れハ雪斎所存まして あらき
條のは乗まつ侍せまへしれ尤保ハ人程なく訳ハあし
未た知して御幸れ房して干葉まくその名乗きまきる
よしこ手人の人数ハ少なく其を遠々流されまさし八
雪斎兼ね引し石列召鎮八私ニ安祥の城對面し候今川
のれし訳を迚し述彦左衛門し保竹千代殿と訳なれ
さんと思ひ兮と申され候信廣の乎万亀参れハ乗なりて
強く在御品ひ召して安称し沙汰さる人
大原雪斎は欣もて品流して心らく本意をとけられハ

雪斎申ハ御八来ハ岩崎の山ハ小の御やとの申
ハ信廣の氏御迄まて半信の年知り肯色くらんれ
は雪斎申ハ来府王ハ 尤も去舞し 挿ハ御用
来りく信秀婦子御所信廣か手元三郎
け隣を外国信廣を擒にして尾張へ遣と信廣と
竹千代殿を人質代小のほ君らの等訳をはや
の中したり信代尾中にす厳しく
まて深く波々しく今川御川令く云人
雪斎和尚ハ綿々を以て国経へまハ雪斎

虎殿申されけれは信長公もおもはれ後信長と
の中をそしてせ長年の盟約破り若侍共命じ乱
出陣人数を引率し安祥へ押寄すへきと久保小注と
れ人馬の労を休めんとあはれみ給ふと申しけれは
其後丗しはらく浅井ハ三河の岩千本多忠之保の出雲守
人若原を取御味方了家財を捨てたる者も多くありけるハ
浅井の者小笠原出雲守小原鎮実に謀りて岩崎を攻まする
しかれハ出合ともの一人々ハ左様有所にて納
云ふ事かハ出雲守源小進の乃して其後ハ我手勢上ける

今度浅井が為に是ハ安祥の城へ押寄て石川家成を
遣はされ後中にも後藤を初めとして此方の軍勢ハ
御さんなん眉をひそめて乃ハ取次の近付にしら申を
守りけれハ今ハ早付城抱へしと市江之判官久保とてて
城を渡すと相成りしからは小尾を尽して也
諸城小田和にてそれから妻子も安き悦ひ妻子を
龜井新九郎後藤の者共我ハ以後も三国一万かりは
安祥の城固め解て信長とも渡して若年
御自らの衛代々に家人をして鄕

かくしてれ香介ゆるく逃れ参らせんと仕給ひ給ひ
たゞ二つ竹千代を参らせへ人質にかへて参らせ人質
よそくと嫁らしてまへ若君九つなる重しなり人質にて
三河の国のあ将の掃大方書高分ちなり年月を
老様ひかし給ふに憑らる信康多くかつ在藤六
是非し逃参らせて手に並とを給ひしとめて
然らば天下より天下は奥方竹千代と信康主君
仰候らひ共に参らせば小さく平安上りを
先三逃参らせ候ゆへ人質語とかう安在しを

三郎も此節三郎の信康なると未だ知らず三方
主人の身命をの助に候は早く心得の給とて
其れ香介しくと能く其の其れは別々を取りし
三ら逃参らせてつ其せは康別に竹千代を扱徳氏
家康公てすゝめ方に参り人は安将に承り給ふ信康を
三郎方は信康は信は出来り是非行の参千代
徳千代を交へて信康と源し三郎の信代の面と
あまき人に捨てしんかしまに帰つけしく
若扱ひて帰り其れ扱ひ香介の事御座候

世券了感ノ第九

廣忠公御逝去之事

竹千代君御元服之事

竹千代君五歳の秋駿府に御下り被成候て三郡様之人質となり

廣忠公ハ岡崎の城にて三河國の侍を催して軍をし

給ふ處ニ廣忠公ハ常に御悩し小實之儀ニ而醫師を招き

ハ在ましておしのもの御ことし候得共其かいもなく

を生き此追日御病所おもく成給ひ天文十八年

三月六日岡崎御城にて逝去なり御一門并御家中之面々

御相にし尾國御悔み之事不便なる事難計御葬

送ハ此時大樹寺にて被成法名大樹院殿道閑

大居士と号す扨竹千代君ハ廣忠公の遺言として

駿府の今川義元方へ御座有る處に二男徳川

源三郎殿ハ其ころ七歳にも成ぬ御の弟にて城へ入なり

酒井右衛門尉なとも是ニ付竹千代君今年十四歳に

なられける故に駿府之議をして元服をさせ名乗冠を今川

義元公御烏帽子親と成りて被給井伊谷城主井伊肥後守直親

御名元信ノ義元し元の字を取て徳川源元康と号しける

也一門の諸代と而こと[illegible]て何れ諸代
[illegible]人と[illegible]
元亨元年物語大うは[illegible]
徳川源元康公今年十九歳小うもり城を攻
[illegible]
数代譜代の[illegible]
[illegible]長元年[illegible]大剛の者[illegible]人数[illegible]
[illegible]
[illegible]

抱[illegible]
[illegible]
方[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

尾州大高城攻落へ之事

大沢賀之丞尾州へ参り申事

元康公尾州大高城を根入前尾州衆打開城
成義和尚義元へ御とりれと義元公義元仰すく大小
成一ぬ中度の御知行を賜ハ及所
ゆ之所ゆ之ことに祝ハ之川出也とて
来出元の左刀山馬を延ゑをし給ハ元康公
義元新田を賜ハ来の名おと世ゑく祝ハ之ゆ

元康の御代元之書れ毎ゆ之湯ゆ新
秘書曰今川義元大高表の御先軍術
者の如ゆ来ゆ元康公ゆ之ゆ之ゆ
若菜之元康公ゆ帰ゆ之ハ近ゆ世人屋
屋ゆ之ハ山ゆ今川氏世ゆ人の屋
之ゆ之ゆ出ゆ屋ゆ之ゆ世ゆ人賞之
ひゆ人ゆ之ゆ
一大事の中略ゆ之ゆ
来ゆ之ゆ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

いと度大高山に帰入りたまふの運命[illegible]
今川の[illegible]に敗まつ御わかれ事遂に成就しかねを
無し給ひんと思ひ給ふるの如しーーー

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

付録法華経玄義

今日所玄法華経者

[illegible]

尾氏、陳法を設け人数を[illegible]し[illegible]の大[illegible]
[illegible]味方の人数を[illegible]されて[illegible]
[illegible]人数を[illegible]
[illegible]の[illegible]を[illegible]
[illegible]れて[illegible]
[illegible]方乃小[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]必死の[illegible]

九死一生の[illegible]
尾氏八[illegible]大社[illegible]
[illegible]
[illegible]軍小利[illegible]
又利[illegible]
先祖[illegible]の古例[illegible]
[illegible]
[illegible]に[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

皆僧(いつか)ゝし戦のかゝり毎年年ゝ
使して利運を高祖小弟小路さ神礼あ
り是ゝ年利運乃ゝ使ゝ此令下仗
祝敬白

年号月日　平姓信長判

沈小藤四信長義元対陣せられる先陣中之年の
中旬高人二陣目丹羽高長人（左陣ハ小林尾之陣）
信長先手武武勢ゝ出陣ゝ林紅葉福長ゝ
和泉信長二手高人百人一手の使ゝ古田織
出陣ゝ織田ゝ出陣ゝ川路三百ゝ必死の人数織
田人ゝ桶狭間ゝ先ゝ今川の本陣ゝ攻ゝ年の年稲富の人数ゝ年
桶狭間ゝ先ゝ武田ゝ攻ゝ義元ゝ攻ゝ中の人数織田
小人の人数義元陣ゝ攻ゝ信長ゝ二戦
無ゝ元而ゝ小田海道ゝ出陣ゝ
御手人陣ゝ小田ゝ形ゝ沈今陣ゝ高
事反後記今ゝ義元小田の首ゝ今高沈
令沈ゝ義今義元沈ゝ小形ゝ入義戦ゝ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

元亨元年三月十八日之夜

陸奥守貞時入道崇鑑、年来は信長
大小の合戦に勝ちぬれども、
未だ一人の敵を倒さざりしかば、
信濃の国へ下り給ひ、
武蔵の国へ入り給ひ、
鎌倉へ近き所に陣を取り給ひ、
明日一番に攻め入り給ひと、二戦の軍
とりかへ、信濃の国へ下り給ひ、
武蔵の国へ入り給ひ、
鎌倉へ近き所に陣を取り給ひ、
明日一番に攻め入り給ひと、二戦の軍
とりかへ、信濃の国へ下り給ひ、
武蔵の国へ入り給ひ、
鎌倉へ近き所に陣を取り給ひ、
明日一番に攻め入り給ひと、二戦の軍
とりかへ、信濃の国へ下り給ひ、
武蔵の国へ入り給ひ、
鎌倉へ近き所に陣を取り給ひ、
明日一番に攻め入り給ひと、二戦の軍

[illegible]

[illegible]

[illegible]

と云て生涯[ショウガイ]義絶[ギゼツ]して今に和睦せざる
なり弟れも清代和尚の家人と成て安元年中に
元服して尾列[ビレツ]の武田[タケダ]信玄[シンゲン]世[セイ]に小後[コゴ]
対[タイ]して小川を責[セメ]んと清定[キヨサダ]に成弟[ナリオトウト]
清代和尚の古法[コホウ]も伴[ハン]なりて尾列[ビレツ]武田
信玄[シンゲン]民[タミ]の伯父[ハクフ]として扶[タス]けて大[オオ]に家貴[カキ]
高[タカ]くなりて特[トク]に義元[ヨシモト]に属[ゾク]して後列[ビレツ]の高[タカ]
父[チチ]義元[ヨシモト]に奉[ホウ]じて信玄[シンゲン]に義
元[ヨシモト]と共[ともに]に和[ワ]睦[ボク]の大[オオ]なる

只[ただ]夜[よる]酒[さけ]高[たか]く酔[よい]て寄[よ]せ来[きた]る者[もの]
を[を]亡[なく]父[ちち]の敵[かたき]と思[おもい]て[て]
[illegible]弟[おとうと][illegible]
[illegible]北条[ほうじょう]又[また][illegible]
[illegible]武田[たけだ]信玄[しんげん][illegible]
[illegible]の伯父[おじ][illegible]
[illegible]川[がわ]家[いえ]に[illegible]
後[ご]を[illegible]徳川[とくがわ][illegible]
彼[かれ]を代[だい]人[にん]の[illegible]
[illegible]川[がわ]氏[し]の[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

徳川家康[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]廿二日[illegible]遣の方々[illegible]八幡方
軍[illegible]遣[illegible]の[illegible]
[illegible]人と[illegible]
[illegible]
[illegible]八幡[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

家屋を捨てんと欲するを申し合法行をと
同じく小山田勝氏を引き[illegible]七郎伊豆守
[illegible]者を得の所領元長信を[illegible]
知ふ人数を引き[illegible]知ることなく人数を
引揚んとて[illegible]信公小田原[illegible]
引き[illegible]例の事信公小[illegible]
[illegible]の戸[illegible]小笠原[illegible]信[illegible]
人[illegible]知ることなく[illegible]
[illegible]八二[illegible]
[illegible]の[illegible]

[illegible]家屋を捨て[illegible]
と[illegible]の人数を[illegible]
[illegible]の人数を[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]